



# がんちゃんのIPE通信

IPE (Intellectual Property Education)

## 知財GPの進展状況——平成19年度を振り返って

知財教育実行委員長・教授（地域連携推進センター専任） 佐藤 祐介

### 知財教育によって何が得られるか？

#### ①就職先として「知財職」が浮かび上がってきた

グローバル化する経済社会のなかで知的財産が量的にも質的にも重要になるにつれてそれに関する仕事もますます重要となるとともに増大の一途となっています。首都圏等では、知的財産関係の職業がいまや花形職業となり、そのための専門職大学院も隆盛をきわめています。ところが、北東北ではその種の職業に就いている人が限りなくゼロであるため、就職にあたってそうした選択肢があることすら、学生は知らないという状況がありますが、農・工向けの知的財産権概論・特許法特講・知的財産権特論や、法律学特講C（商標法）などで、知財職の実際や特徴などが紹介されることにより、「もしかしたら自分に合っている職業かもしれない」、「やってみたい」という学生が現れています。



#### ②自ら（とくに理系の学生）のアイデア（研究成果）を洗練させる目を開かせることができる

アイデアが浮かんだとき、それを特許の切り口で見直すと、アイデア（発明）の本質やコア部分はどこにあるか？バリエーションの可能性は？等について考えざるを得ません。そのため、自分のアイデアをより深く理解できるようになるとともに、その基礎となる学問（工学・農学）への理解も深まります。

#### ③同種のアイデア等が非常にたくさんあり、それらが競争している様子が実感できる

特許文献や登録商標、登録意匠等を検索・調査すればそれらが大量に存在していて、大学を一步出て社会に出れば、世界を相手に熾烈な競争を勝ち抜いていかなければならないことに気付かせることができます。

#### ④自己のアイデンティティの確立に役立つ

そもそも知的財産と意識することは、他との区別性を意識することであり、そのことは、自分の創作物・表現物と他人のそれとの差異、ひいては他人とは区別された自己への意識に向けた導きとなります。

### 知財教育は定着したか？ → Yes

知財関連授業科目への履修登録者数は増えており、このことから一応の定着はあると見てよいと思います。

### もっと関心を高め、盛り上げるべきなのだろうか？ → Yes

上にも述べたとおり、知財教育によっていろいろな効果が得られます。また、知財の知識・マインドを備えた卒業生を送り出すことにより、知財による地域振興も期待できます。そのため、授業を単なる知識の伝授で終わらないようさらなる工夫を凝らして、知財教育をより一層強力に推し進めることが望ましいと思います。

## 現代GP活動予定

3月7日  
現代GPフォーラム

## 現代GP活動記録

1月17日  
岩手大学知的財産フォーラム  
「地域のブランド戦略 大学の知的財産教育との接点を求めて」

岩手大学知的財産教育実行委員会

〒020-8550  
岩手県盛岡市上田三丁目18番34号

知財教育推進部事務局

電話 019(621)6749  
FAX 019(621)6749  
Email: chizai@iwate-u.ac.jp

ホームページもご覧ください。  
<http://chizai.iwate-u.ac.jp>

岩手の“大地”と“人”とともに

# 知財現場見学研修のなりゆき

平成17年度と18年度は、実践的な知財教育の一環として、東京での現場研修を1泊2日で行ってまいりました。見学コースは、民間企業知財部、特許事務所、特許庁、裁判所などで、知的財産権制度の全般的な理解をはじめ、企業の知財戦略、特許事務所の実務、特許審査の流れ、侵害訴訟などについて、現場で生の情報を見聞してもらうのが目的です。参加した学生からは、知的財産権制度の概要や企業の知財戦略を知り、侵害訴訟の様子を肌で感じたという好評でした。

ところで、この研修に必要な学生の交通費・宿泊費は大学負担でしたが、平成19年度は諸般の事情により、全学自己負担という方針が出されました。そこで、全学自己負担（3万円程度）の条件で実施計画を作成し、ホームページで参加を募りました。ところが、2ヶ月の応募期間を過ぎても希望者はゼロで、結局、平成19年度の現場研修は中止となりました。

現場研修の魅力は分かるが、自腹を切った参加はちょっと無理・・・、これが学生の素直な反応でしょうか？ 大学に知財現場関係者を呼び、その講演を通じて知財現場の様子を知ること也是十分可能ですが、現場での見聞の方が効果的と思われます。今回の現場研修の中止は、知財現場から遠い岩手のハンディキャップを感じた出来事でした。

(文：教授 農学部専任 関野 登)

## 山口大学への調査出張（8/27）報告2

### 特許情報活用—特許情報検索インストラクター制度

調査担当者：田中 稔、福永 良浩

前回紹介した特許情報活用の目的は、研究分野、研究フェーズ、研究室総人員、研究室に所属する研究者階層のバランス、指導者の研究マネジメント手法、研究内容と対応する産業界の技術動向・・・等々、多様な要因に対応して決定されるものであります。代表的事例のモデル化にとどまり全てを網羅したものではないということではありますが、このモデルを念頭に研究者の特許情報活用促進や大学での人材育成計画を立てることが望ましいのではないかと考えられます。

一方、特許情報の研究活用が進まない理由として、「従来からの慣行」「研究室運用で特許情報利用体制の未整備」「データベース検索方法の習熟度」「特許情報自体に研究で利用しにくい特性がある」「特許情報解釈スキル」「特許情報検索システムの問題」「特許情報マッピングスキルの問題」「特許情報マッピングの人的リソースの問題」「技術分野による特殊な問題」等の要因あり、特許情報活用モデルの研究者に対する普及活動や、それを前提とした研究室マネジメントのあり方の検討が残されているとのことでありました。より現場サイドに視点を移すと、具体的な特許マッピングの方法や個別の研究領域に特化した特許情報の読み方の研修体制を整えることが必要だと考えられます。

この研修体制について、山口大学では特許情報検索インストラクター制度は平成16年度から実施し、文部科学省や他大学等からも高い評価を受けているとのことでありました。また、平成18年4月から新たに活動を開始した「特許マップ作成インストラクター」、「特許明細書作成サポーター」を加えた、これら3つのインストラクター制度は学内の学生を含む数百人が受講し、効果は次のとおりであります。これら3つのインストラクター制度の効果は、①学生インストラクターが特許出願の為に資料・データ等の整理や特許マップの作成等を行うことによる多忙な大学教員への支援、②知財啓蒙や知財教育による若手人材・学生の育成、③知財教育を重視する企業等への社会貢献及び就職活動への大きな期待、④出願時の弁理士費用低廉化にもつながるということです。

今後、本学でも山口大学の事例を参考にして、各研究室単位でのボトムアップによって、特許情報活用の方法を見出し、考えていく必要があると思います。

(担当：講師 大学教育総合センター専任 福永良浩)

#### IPE通信2巻8号掲載記事に関するお詫びと訂正

昨年12月25日発行のIPE通信2巻8号の記事におきまして、数値の誤りがございました。お詫び申し上げますとともに下記のとおり訂正させていただきます。

一面10行目 (誤)約0.008%→(正)約0.08%